

重要

取引先各位殿

平成18年3月吉日
大阪マツダ販売 株式会社
中古車 高槻業販部
TEL072-678-2150

平成18年度からの自動車税の取り扱いについて

既にご存知とは思いますが、平成18年度より、都道府県を越える自動車税の転入出における自動車税の月割計算が廃止されるなどの地方税改正が実施されます。

従来、中古車業界ではこの自動車税の「月割り計算制度」を一部利用して税負担の公平性、平等性を保っておりましたが、この改正により、別な方法でその公平性・平等性を補う必要性が生ずることになります。

つきましては当社、中古車 高槻業販部と致しましては次の通りとさせて頂く事となりましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

3月中に「3月中名変条件」で売買された車両については条件内で名義変更が終了する限り、税金のやり取りはありません。

当社よりの販売時

基本方針（登録車のみ）

車検付き車両については、ご購入車両代のご請求と同時に、購入日の翌月より年度末までの自動車税額を月割りして「未経過自動車税相当額」をご請求させていただきます。

名義変更（移転登録、抹消登録）後の自動車税相当額の精算

名義変更の写しは、名義変更期限日の7日後、もしくは翌月7日目までに到着厳守をお願い致します。

移転登録・・・移転登録の場合は御社への自動車税の返金はありません。

御社にて次の販売時に未経過自動車税相当額を請求し回収願います。

抹消登録・・・販売日と同月内の抹消登録時はお預かりした未経過自動車税相当額全額を、以後1ヶ月経過ごとにお預かりした未経過自動車税相当額全額から1ヶ月相当自動車税を差し引いた金額を返金させていただきます。

移転登録 抹消登録

・・・移転登録後、同年度内に再度抹消登録された場合は、御社よりの申告により自動車税相当額の再精算を行います。抹消登録された翌月～年度末までの未経過自動車税相当額を返金させていただきます。但し、抹消登録された旨の証（一時抹消、輸出抹消などの写し）は遅くとも抹消された月の翌月7日までに当社に到着厳守とさせていただきます。

継続検査用納税証明書の取り扱いについて

納税証明書が添付されていなくて取り寄せを希望される場合は、予め余裕を持ってのご請求をお願い致します。（但し販売した日の同年度で検査が終了する車両に限らせて頂きます）

還付金請求譲渡書の取り扱いについて

還付金請求譲渡書の取り扱いは原則としては行いませんが、仕入先の都合により、還付金請求譲渡書付きで書類送付させて頂く場合があります。還付事由が発生した際は還付金請求譲渡書にての処理をお願いします。

非課税車両の取り扱い

非課税車両（福祉車両など）に限っては、転入（移転登録）時に未経過自動車税相当額の納付が必要になります。従いまして、販売時に誤って未経過自動車税相当額をご請求した車両分につきましては後日ご返金させていただきます。

軽自動車について

軽自動車の自動車税については変更ありません。（税金の月割り計算は行いません）

基本方針（登録車のみ）

車検付き車両については、買取車両代のお支払いと同時に、買取日の翌月より年度末までの自動車税額を月割りして「未経過自動車税相当額」をお支払いさせていただきます。（請求書）

但し請求書に自動車税相当額の請求の記載をお願いします。

原則として譲渡書類には納税証明書の添付をお願いします。

買取時にご請求がない場合は車両代金と同時のお支払いは致しませんが、名義変更後の写しを送付後、相当額のご請求を頂ければお支払いさせていただきます。（買取時に「自動車税込み」などで商談が成立している場合は除きます。）

名義変更（移転登録、抹消登録）後の自動車税相当額の精算

移転登録・・・未経過自動車税相当額を当社買取時にお支払いさせて頂いている場合は、自動車税のご返金等の精算はありません。

但し、下記 の様な後日抹消登録になった場合は、抹消登録の翌月以降未経過自動車税相当額を逆に請求させて頂く事となります。

抹消登録・・・買取日と同月内の抹消登録時は、お支払いした未経過自動車税相当額全額を、以後1ヶ月経過ごとにお支払いした未経過自動車税相当額全額から1月分相当自動車税を差し引いた金額を請求させていただきます。

移転登録 抹消登録

・・・移転登録後、同年度内に再度抹消登録された場合は、販売先様よりの申告により自動車税相当額の再精算を行います。この場合、抹消登録された翌月～年度末までの未経過自動車税相当額を請求させていただきます。

継続検査用納税証明書の取り扱いについて

納税証明書は極力、譲渡書類の受け渡し時にご用意下さい。買取日の同年度内に検査が終了する車両については、後日当社の販売先より同証明書の提出を求められる場合があります。（販売先によっては期日を切った提出を求められる場合があります）

還付金請求譲渡書の取り扱いについて

還付金請求譲渡書の取り扱いは原則としては行いません。名義変更後、仕入先様の方での処理をお願いします。

非課税車両の取り扱い

福祉車両などで自動車税が非課税である車両は、買取商談時にその旨の告知をお願いします。告知が無い場合、当社は販売先へ販売と同時に未経過自動車税相当額を請求するかたちになりますが、他府県からの転入の場合は移転登録時に未経過自動車税相当額の納付が必要となります。その場合は後日未経過自動車税相当額を請求させて頂くかたちとなります。

軽自動車について

軽自動車の自動車税については変更ありません。（税金の月割り計算は行いません）

以上

検査付車両の売買時は未経過相当自動車税の「やり取り」を行います。

名義変更の写しは遅くとも名義変更後7日以内に送付願います。

同年度内の抹消登録時は抹消登録後7日以内に写しを送付し、返金を依頼願います。

買取時は継続検査用納税証明書の添付をお願い致します。